

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、海田町の区域内に居住する者、海田町において事業活動を行う者、海田町の区域をその地区とする商工会その他の海田町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、海田町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２７年４月２３日

海田町長 山 岡 寛 次

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

フジ海田店

（２）所在地

広島県安芸郡海田町南本町 926 番 1 ほか

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号

３ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号
未定	-	-
未定	-	-
未定	-	-

４ 大規模小売店舗の新設をする日

平成２７年１２月１８日

５ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2, 8 6 9 m²

６ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（１）駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A 棟北側（届出書に添付された図面のとおり）	1 2 8 台
合 計	1 2 8 台

（２）駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A 棟北西側（届出書に添付された図面のとおり）	1 0 台
A 棟北側（届出書に添付された図面のとおり）	4 7 台
A 棟北東側（届出書に添付された図面のとおり）	1 5 台
B 棟北西側（届出書に添付された図面のとおり）	1 0 台
合 計	8 2 台

（３）荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面積
A 棟西側（届出書に添付された図面のとおり）	4 0 m ²
B 棟東側（届出書に添付された図面のとおり）	1 6 m ²
合 計	5 6 m ²

（４）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容量
A 棟西側（届出書に添付された図面のとおり）	9 m ³
B 棟南東側（届出書に添付された図面のとおり）	6 m ³
合 計	1 5 m ³

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻	備考
午前 7 時	2 4 時	食品売場は午前 9 時開店

（２）来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 3 0 分から午前 0 時 3 0 分まで

（３）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 か所 位置は届出書に添付された図面のとおり

（４）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 1 0 時まで

8 届出年月日

平成 2 7 年 4 月 1 7 日

9 縦覧期間及び縦覧場所

（１）縦覧期間

平成 2 7 年 4 月 2 4 日から平成 2 7 年 8 月 2 4 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 条）に規定する休日は除く。

（２）縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部企画課 安芸郡海田町上市14番18号

10 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、海田町に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

11 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年8月24日

(2) 提出先

海田町役場企画部企画課